

修 理 見 積 書（総額用）

日常生活に必要な最小限度の部分の修理・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

（該当する方に○をつけてください。）

（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊

（市町村が発行した「り災証明書」に基づき、被害の程度に○をつけてください。）

見積金額（総工事費）円（消費税込）

☐ 「住宅の応急修理」申込関係

見積金額（応急修理分）円（消費税込） ※1

見積金額（被災者負担分）円（消費税込）

業者名	工 事 名 称	金額 (消費税込)	うち応急修理対象分	備 考
			(消費税込) ※2	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
	合 計	円	円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること。
日常生活に必要な最小限度の部分の修理
＜限度額＞ 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の場合： 739,000円
準半壊の場合： 358,000円
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理
＜限度額＞ 準半壊（相当）以上の場合： 53,900円

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「－」としてよい。

年 月

住所

氏名

電話番号

(市町村記入欄)	市町村名	受付番号	受付担当者名

修 理 見 積 書（総額用）

日常生活に必要な最小限度の部分の修理・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

（該当する方に○をつけてください。）

（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊

（市町村が発行した「り災証明書」に基づき、被害の程度に○をつけてください。）

見積金額（総工事費）755,000 円（消費税込）

□「住宅の応急修理」申込関係

見積金額（応急修理分）595,000 円（消費税込）※1

見積金額（被災者負担分）160,000 円（消費税込）

業者名	工 事 名 称	金額 (消費税込)	うち応急修理対象分 (消費税込) ※2	備 考
A 板金工業株式会社	屋根修理	455,000 円	455,000 円	
株式会社Bリフォーム	便器交換、配管修理	300,000 円	140,000 円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
	合 計	755,000 円	595,000 円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること。
日常生活に必要な最小限度の部分の修理
＜限度額＞ 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の場合： 739,000円
準半壊の場合： 358,000円
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理
＜限度額＞ 準半壊（相当）以上の場合： 53,900円

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「－」としてよい。

年 月 日

住所 愛知県●●市●●1 2 3 4

氏名 ●● ●●

電話番号 ●●●●-●●-●●●●

(市町村記入欄)	市町村名	受付番号	受付担当者名